〈要旨〉

大都市における都市内分権による行政区の自治に関する考察

宮原　崇

第1章では、大都市制度に定められる政令指定都市の歴史と現状把握を行う。政令指定都市は、5大都市の自治獲得の運動の結果、法制度化されたものの実現しなかった「特別市」から道府県に妥協して1956年に生まれた制度である。制度成立から60年近く経っているが、その間大きな制度変更はない。一方で、指定の基準が政令で定められ、平成の大合併にみられるように政治の思惑に左右されやすく、指定の基準は曖昧なままに運用されてきた。5大都市を想定して設計された政令指定都市制度は、当初の基準に合わない都市も指定されるようになり、政令指定都市間の位置づけが不明確となってきた。「妥協の産物」である政令指定都市制度では、地域で果たす役割のわりに予算や権限が十分ではなく、住民への声に応えられない状況がある。近年、横浜市、大阪市、名古屋市の3大都市を中心に政令指定都市制度の見直しが活発となっているが、これは今に始まったことではなく、制度発足以来、政令指定都市が繰り返し主張してきた自治機能の強化の一環といえる。

第2章では、①市街地や山間部も含めた多様な地域性を有する政令指定都市では、地域個性に応じた住民に身近な政府が求められていること、②右肩上がりの経済成長が見込めない中で、NPMに代表される行政改革も限界に近づいてきており、住民サービスの質・量を低下させずに、安定的なサービスを提供するには、地域コミュニティに担い手の役割を期待しているという背景を踏まえ、各政令指定都市の区長への事務や予算の権限の委譲の状況について確認する。また、2004年に平成の大合併を推進するために制度化された「地域自治区制度」の現状と課題を整理したうえで、地域自治区制度の行政区への適用の可能性について確認する。

第3章では、筆者の勤める京都市において、地域の声を聴き、行政の声を地域に届ける非常勤特別職の公務員である「市政協力委員制度」の概要と課題について整理するとともに、区基本計画を推進する従来の推進組織と2012年から新たに始まった「区民まちづくり会議」等の可能性について確認する。また、政令指定都市の中でも先進的に都市内分権に取り組んできた横浜市の都市内分権の取組の沿革と現状、課題を整理したうえで、1974年に多くの市民の参加により取り組んだ「区民会議」の概要、成果及び課題について確認する。さらに、横浜市泉区では連合自治会町内会の単位で地域を12に分け、各地にエリアマネジメント組織「地域経営委員会」を設置するとともに、そこから推薦された委員による「地域協議会」を設置して、地域の課題解決を役割分担して取り組んでいる仕組みの有効性について明らかにした。

第4章では、京都市において、横浜市泉区の地区経営委員会のような地域エリアマネジメント組織を設置したうえで、その組織から市政協力委員を区民まちづくり会議に推薦させることで区民まちづくり会議を地域協議会のような組織にすることを提案した。また、地域協議会の事務局であり、地区経営委員会とパートナーシップ関係となる区役所組織の人事配置の課題と京都市トータルでの人事マネジメントついて課題を提起した。